

## 【新東名高速道路建設促進協議会規約】

### (名称、目的)

第1条 本会は、新東名高速道路建設促進協議会と称し、第二東海自動車道の早期実現を期するための、必要な調査連絡及び要望活動を行うことを目的とする。

### (業務)

第2条 本会は、その目的を達成するため次の業務を行う。

- (1) 必要な調査研究
- (2) 関係機関の連絡調整
- (3) その他目的達成上必要な事項

### (会の構成)

第3条 本会は、別表1に掲げる地方公共団体をもって構成する。

- 2 本会は、構成団体の協議により他の地方公共団体を加えることができる。

### (賛助会員)

第4条 本会は、構成団体の協議により賛助会員をおくことができる。

- 2 賛助会員は、別表2に掲げる団体をもって構成する。
- 3 賛助会員は、本会の事業活動を支援する。

### (委員)

第5条 本会に各構成団体を代表する委員をおく。

- 2 委員は、別表3に掲げる構成団体の者をもって充てる。

### (役員)

第6条 本会に次の役員をおく。

会 長 1名  
副会長 5名  
監 事 2名

- 2 会長は、神奈川県知事をもって充てる。
- 3 副会長は、愛知県知事、静岡県知事、名古屋市長、静岡市長、浜松市長を充てる。
- 4 監事は、静岡県交通基盤部長及び静岡市建設局長をもって充てる。

### (役員職務)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- 3 監事は、会計を監査する。

### (会議)

第8条 会議は、会長が必要と認めたと都度招集する。

- 2 会長は、必要に応じて協議会に委員以外の者の出席を求めることができる。

### (幹事)

第9条 本会に幹事をおく。

- 2 幹事は、会の会務を分掌する。
- 3 幹事は、別表4に掲げる構成団体の者をもって充てる。
- 4 幹事会は、会長の属する団体の幹事がこれを招集する。

### (経費)

第10条 本会の経費は、構成団体の分担金、寄付金、その他収入をもって充てる。

**(会計年度)**

第11条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

**(事務局)**

第12条 本会の事務を処理するため、事務局を神奈川県に置く。

**(補則)**

第13条 本規約に定めるもののほか必要な事項は、会長が定める。

**附 則**

- この規約は、昭和62年7月15日から施行する。
- この規約は、平成元年8月23日から施行する。
- この規約は、平成3年8月21日から施行する。
- この規約は、平成4年7月30日から施行する。
- この規約は、平成7年7月28日から施行する。
- この規約は、平成9年1月16日から施行する。
- この規約は、平成10年11月19日から施行する。
- この規約は、平成11年11月19日から施行する。
- この規約は、平成12年11月8日から施行する。
- この規約は、平成13年11月14日から施行する。
- この規約は、平成15年4月14日から施行する。
- この規約は、平成16年6月26日から施行する。
- この規約は、平成17年7月6日から施行する。
- この規約は、平成18年9月7日から施行する。
- この規約は、平成18年10月2日から施行する。
- この規約は、平成19年7月2日から施行する。
- この規約は、平成24年5月1日から施行する。
- この規約は、平成25年4月1日から施行する。
- この規約は、平成26年4月1日から施行する。
- この規約は、平成27年4月12日から施行する。
- この規約は、平成28年7月29日から施行する。
- この規約は、平成29年4月1日から施行する。
- この規約は、平成30年4月1日から施行する。
- この規約は、平成31年4月1日から施行する。
- この規約は、令和2年4月1日から施行する。
- この規約は、令和3年4月1日から施行する。
- この規約は、令和4年9月8日から施行する。
- この規約は、令和6年9月3日から施行する。
- この規約は、令和7年8月22日から施行する。

別表 1 (第3条関係)

構成団体					
神奈川県	愛知県	静岡県	名古屋市	静岡市	浜松市

別表 2 (第4条関係)

賛助会員
神奈川県の新東名高速道路建設促進期成同盟会 静岡県の新東名高速道路建設促進期成同盟会 愛知県の新東名高速道路整備促進期成同盟会

別表 3 (第5条関係)

委員の構成	
神奈川県	知事 県土整備局長 東京事務所長
愛知県	知事 政策企画局長 建設局長 東京事務所長
静岡県	知事 企画部長 交通基盤部長 東京事務所長
名古屋市	市長 総務局担当局長(企画調整) 住宅都市局長 東京事務所長
静岡市	市長 総合政策局長 建設局長 東京事務所長
浜松市	市長 企画調整部長 土木部長 市長公室東京事務所長

別表 4 (第9条関係)

幹事の構成		
神奈川県	県土整備局 道路部長 県土整備局 道路部道路企画課長	県土整備局 都市部都市計画課長
愛知県	建設局 技監 建設局 道路監	政策企画局 企画課長 建設局 道路建設課長
静岡県	交通基盤部理事(土木技術担当) 交通基盤部 道路局長	政策推進局 企画部企画課長 交通基盤部 道路局道路企画課長
名古屋市	住宅都市局 都市計画部長 総務局 企画部企画課長	住宅都市局 都市計画部街路計画課長
静岡市	総合政策局次長 建設局 道路部長 建設局 道路部道路整備調整 担当部長	建設局 道路部 道路計画課長
浜松市	企画調整部 次長兼企画課長 土木部 次長兼道路企画課長	